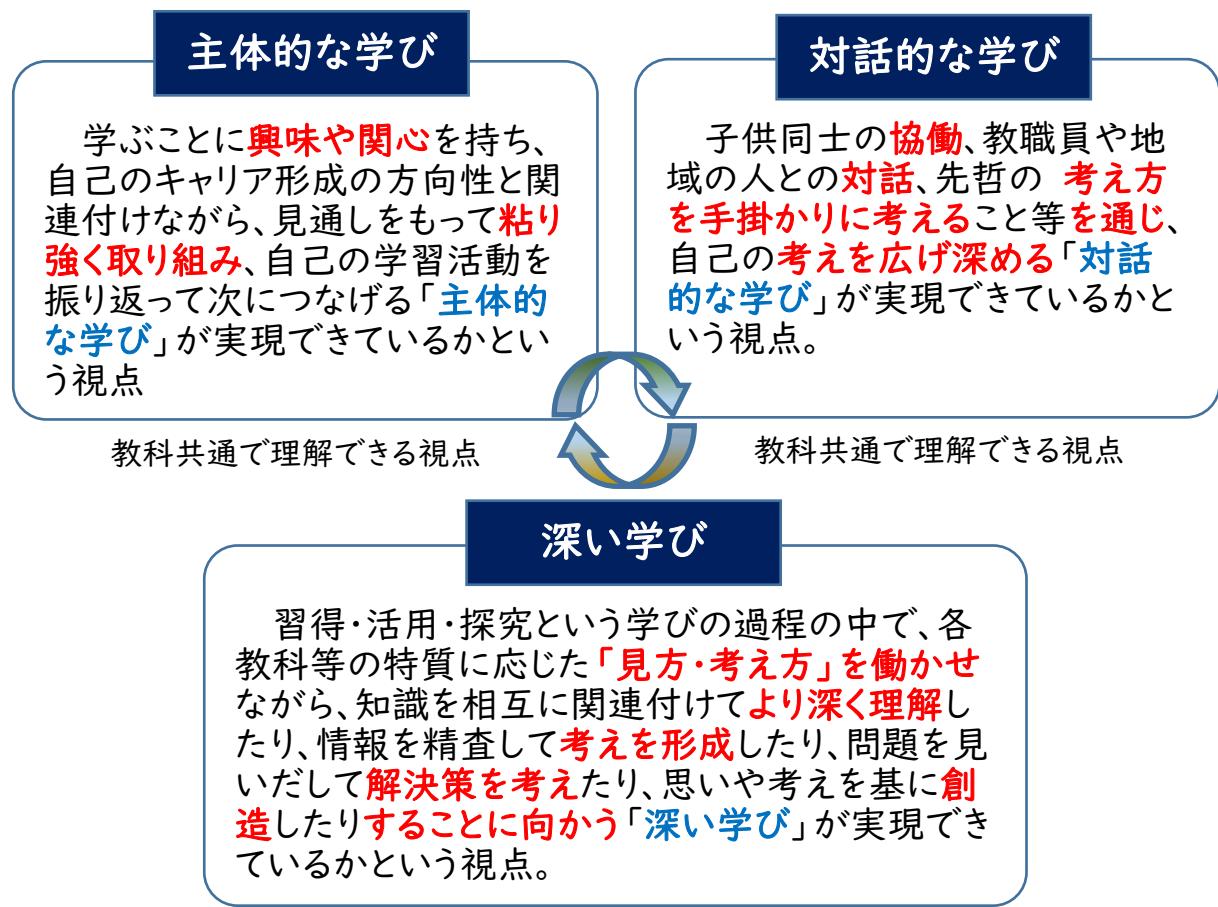


学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」とは



- ### 「授業改善」を進める上での留意点(6点)
- これまで地道に取り組まれ蓄積されてきた実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はないこと。
 - 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、児童生徒に目指す資質・能力を育むために授業改善を進めるものであること。
 - 各教科等において通常行われている学習活動の質を向上させることを主眼とするものであること。
 - 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとめりの中で、実現を図っていくものであること。
 - 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。
 - 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視すること。

(参考資料：学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編)